

小山市立大谷東小学校後援会会則

第1条 本会は、小山市立大谷東小学校後援会といい、事務局を同校におく。

第2条 本会は、小山市立大谷東小学校の施設設備の充実を図り、教育振興に資することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 施設設備の充実についての経済的精神的援助
- 2 教育活動を振興させるための援助
- 3 その他の必要な事項

第4条 本会は、大谷東小学校の児童の保護者及びこの会の趣旨に賛同する者をもって会員とする。

第5条 本会の経費は、1口月額50円と寄付金、事業収入をもってこれにあてる。

第6条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 本会の運営は、下記の機関によって行う。

- ・総会
- ・役員会

- 1 総会は、年1回開き、会務の報告、決算承認、事業計画、予算案の審議決定その他の重要事項を審議する。
- 2 役員会は、各種事業の計画案処理にあたる。

第8条 本会は、次の役員をおく。

役員 会長1名 副会長3名（内1名PTA会長） 常任理事若干名
書記1名 会計2名 監査2名

第9条 役員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

第10条 役員の選出方法及び任務は次の通りとする。

- 1 役員は、後援会役員会において選出し、総会において承認を得るものとする。
但し、会計、書記は会長が委嘱する。
- 2 各自治会長ならびにPTA会長は、すべての役員として選出されるものとする。
- 3 ・会長は、会を代表し、会議の議長となり、会務を統括する。
・副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、代理する。
・常任理事は、各種事業の立案協議及び会務の執行処理にあたる。
・書記は、この会の庶務を行う。
・会計は、会計事務を処理する。
・監査は、会計を監査し、総会において報告する。
- 4 校長は、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

第11条 本会に、次の顧問をおくことができる。

- 1 大谷東小学校区の市議会議員
- 2 役員会で推薦した者

第12条 本会の会則変更は、議会の議決によって行う。

付則 昭和45年4月20日会則一部変更
昭和51年4月24日会則一部変更
昭和58年4月30日会則一部変更
昭和62年5月 9日会則一部変更
平成23年4月29日会則一部変更